

騒音規制法・振動規制法

環境保全課 騒音振動担当

1 騒音・振動に関する法令について

○騒音規制法

⇒**特定工場等**に対して規制

○振動規制法

⇒**特定工場等**に対して規制

○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

(以下、「市条例」とする。)

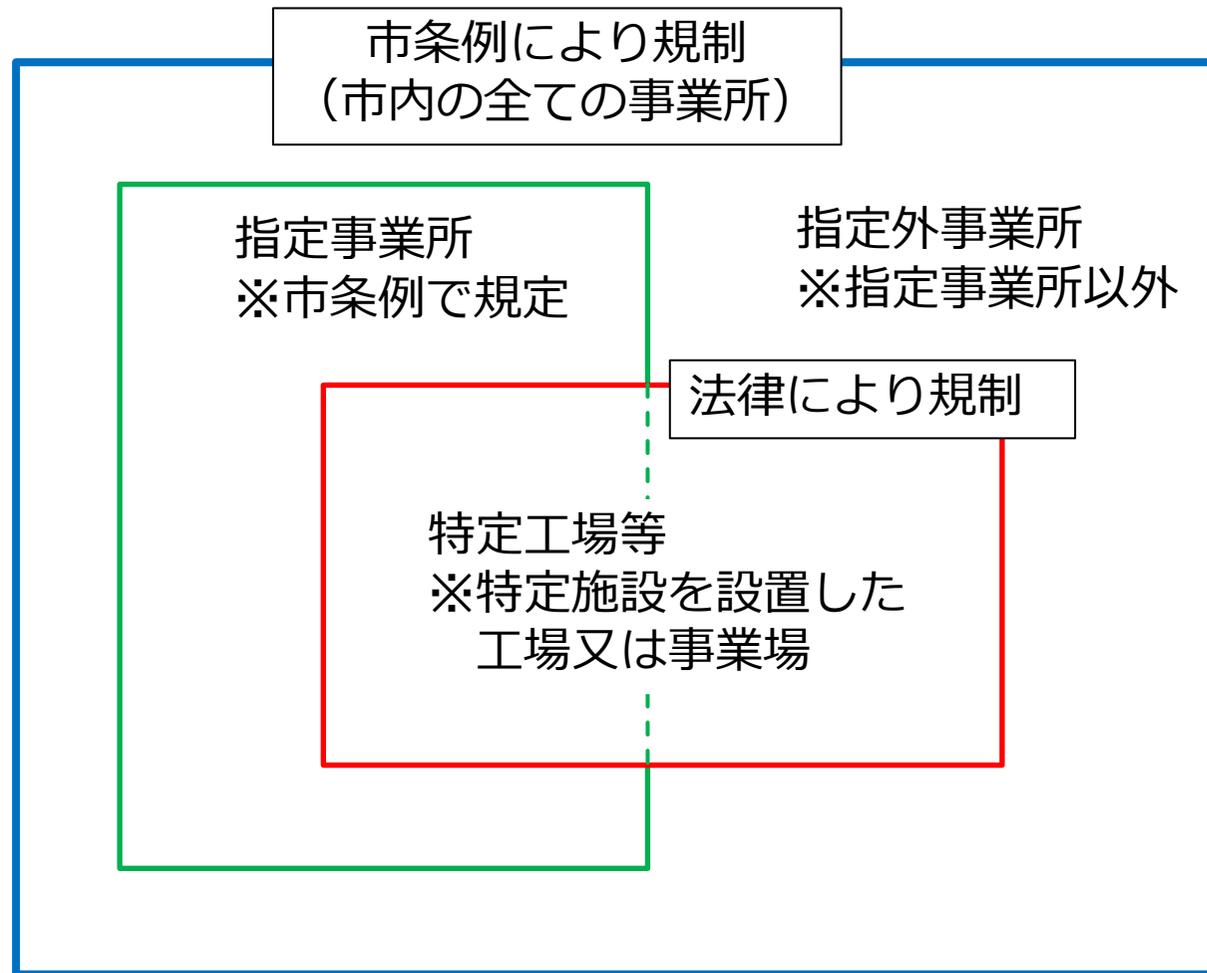
⇒川崎市内の**全て**の事業所 (**指定事業所**と**指定外事業所**)
に対して規制

特定工場等とは

特定施設 (著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定めるもの)
を設置する工場又は事業場

2 騒音・振動の規制について

川崎市内の事業所に係る規制のイメージ



※特定施設を設置した工場又は事業場は特定工場等となり、
敷地境界線上での規制基準を遵守する必要があります

3 騒音・振動規制法の規制について

規制の仕組み

※ 二段階規制

事前審査

特定施設の設置の届出等の義務付けによる規制

→届出時に規制基準に不適合

+ 周辺環境が損なわれると認められるとき

⇒公害防止対策等の計画変更を勧告

事後規制

操業時における規制基準遵守

→規制基準に不適合

+ 周辺環境が損なわれると認められるとき

⇒公害防止対策等の勧告

※勧告に従わない場合 ⇒ 改善命令

4 特定施設（騒音）について

特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第1）

1 金属加工機械

イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が**22.5kW以上**のものに限る。）

□ 製管機械

ハ ベンディングマシン

（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が**3.75kW以上**のものに限る。）

ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ホ 機械プレス（呼び加圧能力が**294kN以上**のものに限る。）

ヘ せん断機（原動機の定格出力が**3.75kW以上**のものに限る。）

ト 鍛造機

チ ワイヤフォーミングマシン

リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）

ヌ タンブラー

ル 切断機（といしを用いるものに限る。）

4 特定施設（騒音）について

現在指定されている
空気圧縮機は**無い**

特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第1）

- 2 **空気圧縮機**（**一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き**、原動機の定格出力が**7.5kW以上**のものに限る。）
及び**送風機**（原動機の定格出力が**7.5kW以上**のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の**破碎機、摩砕機、ふるい**及び**分級機**
（原動機の定格出力が**7.5kW以上**のものに限る。）
- 4 **織機**（原動機を用いるものに限る。）
- 5 **建設用資材製造機械**
 - イ **コンクリートプラント**（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が**0.45m³以上**のものに限る。）
 - **アスファルトプラント**
（混練機の混練重量が**200kg以上**のものに限る。）
- 6 **穀物用製粉機**
（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が**7.5kW以上**のものに限る。）

4 特定施設（騒音）について

特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第1）

7 木材加工機械

イ ドラムバーカー

□ チッパー（原動機の定格出力が**2.25kW以上**のものに限る。）

ハ 碎木機

ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が**15kW以上**のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が**2.25kW以上**のものに限る。）

ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が**15kW以上**のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が**2.25kW以上**のものに限る。）

ヘ かな盤（原動機の定格出力が**2.25kW以上**のものに限る。）

8 抄紙機

9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳造型機（ジヨルト式のものに限る。）

5 特定施設（振動）について

特定施設の種類（振動規制法施行令別表第1）

1 金属加工機械

イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

ロ 機械プレス

ハ せん断機（原動機の定格出力が**1.0kW以上**のものに限る。）

ニ 鍛造機

ホ ワイヤフォーマーマシン

（原動機の定格出力が**37.5kW以上**のものに限る。）

2 圧縮機（**一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き**、原動機の定格出力が**7.5kW以上**のものに限る。）

3 土石用又は鉱物用の**破碎機、摩砕機、ふるい**及び**分級機**
（原動機の定格出力が**7.5kW以上**のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 特定施設（振動）について

特定施設の種類（振動規制法施行令別表第1）

- 5 **コンクリートブロックマシン**（原動機の定格出力の**合計が2.95kW以上**のものに限る。）並びに**コンクリート管製造機械**及び**コンクリート柱製造機械**（原動機の定格出力の**合計が10kW以上**のものに限る。）
- 6 **木材加工機械**
- イ **ドラムバーカー**
- **チッパー**（原動機の定格出力が**2.2kW以上**のものに限る。）
- 7 **印刷機械**（原動機の定格出力が**2.2kW以上**のものに限る。）
- 8 **ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機**
（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が**30kW以上**のものに限る。）
- 9 **合成樹脂用射出成形機**
- 10 **鋳造型機**（ジヨルト式のものに限る。）

6 特定施設の注意点

特定施設	騒音規制法	振動規制法
機械プレス	呼び加圧能力が 294kN以上	全て
せん断機	原動機の定格出力が 3.75kW以上	原動機の定格出力が 1.0kW以上
ワイヤーフォーミング マシン	全て	原動機の定格出力が 37.5kW以上
チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW以上	原動機の定格出力が 2.2kW以上
印刷機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力が 2.2kW以上

※騒音規制法・振動規制法に共通する特定施設であっても、届出が必要となる**能力**や**定格出力**が異なるものがあります。

6 特定施設の注意点

○特定施設に該当する例

- ・冷却塔（特定施設に該当しない）が有する **7.5 kW以上の送風機**（騒音）

○特定施設に該当しない例

- ・ **冷媒用**の圧縮機（騒音・振動）
- ・ **低振動型圧縮機**に型式指定されている圧縮機（振動）
※騒音規制法施行令・振動規制法施行令の一部改正（2021年12月21日）
低振動型圧縮機に関する告示（2022年5月24日）詳細は環境省HP参照
- ・ **事務用**の印刷機やインクジェットプリンター（騒音）

○届出が必要か不要か紛らわしい例

- ・ 1台の施設に複数台の施設又は電動機を有する場合
例1：1台の冷却塔に **2台の送風機**（**5.5 kW×2台**）を有する場合
⇒届出**不要**（届出対象の定格出力が**7.5 kW以上**のため）（騒音）
例2：**圧延機械**に **3台の電動機**（**7.5 kW×3台**）を有する場合
⇒届出**必要**（電動機の定格出力の**合計**が**22.5 kW以上**のため）（騒音）

6 特定施設の注意点

○届出が不要のケース

- 特定施設が**船舶**又は**車両**に**設置**されている場合は届出不要
- 特定施設が台座に固定されておらず、**随時移動させて**使用する場合は届出不要
 - ※接地部分が車輪など可動式になっている施設であっても、**特定の位置で継続的に使用する**場合は**届出対象**となります。
- 特定施設を設置する工場又は事業場が**工業専用地域に属する**場合は届出不要
 - 例：川崎区の水江町、扇町、浮島町や千鳥町の一部など
 - ※**市条例**の届出は**工業専用地域でも必要**です。

6 特定施設の注意点

○非常用発電機

非常用発電機などの電気工作物において、原動機の出力が7.5kW以上の送風機（排風用ファンなど）が付いている場合は、送風機として、**特定施設の対象**になります。

しかし、**電気事業法**で規定する電気工作物は、届出を**経済産業省**に行う必要があるため、当課に重複して**届出をする必要はありません**。

ガス事業法及び**鉱山保安法**に関しても同様であります。

なお、当課への届出の必要はなくても、特定工場に該当し**事後規制が適用される**ので御注意ください。

○非常用排風機

火災発生時用の送風機など、**非常時のみ用いる**特定施設についても、適正な期限までの**届出が必要**となります。

7 特定施設の届出

届出様式

特定施設設置届出書	特定施設を 最初に設置 するときに提出してください。 (設置工事着工の 30日前 ※ ³ までに届出)
特定施設の種類(及び能力)ごとの数変更届出書	すでに届出をしている 施設の数を変更 するときに提出してください。 (変更に係る工事着工の 30日前 ※ ³ までに届出)
騒音(振動)の防止の方法変更届出書	騒音(振動)の 防止方法を変更 するときに提出してください。 (変更に係る工事着工の 30日前 ※ ³ までに届出)
振動の使用の方法変更届出書	すでに届出をしている 施設の使用開始または終了の時間を変更 するときに提出してください。 ただし、届け出ている 使用開始から終了までの時刻内 での変更の場合は 不要 。(変更に係る工事着工の 30日前 ※ ³ までに届出)
特定施設使用全廃届出書	すべての施設を廃止 するときに提出してください。 (廃止の日から 30日以内 ※ ³ に届出)
氏名等変更届出書※ ¹	届出者・事業所名・所在地が変わったときに提出してください。 (変更の日から 30日以内 ※ ³ に届出)
承継届出書※ ¹	すべての ※ ² 施設を譲渡または借り受けた場合に提出してください。 (承継の日から 30日以内 ※ ³ に届出)

※1 : 大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・ダイオキシン類対策特別措置法に係る氏名等変更届出書及び承継届出書は、**まとめて届出を行うことができます**。

※2 : 大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法と**違う**ので御注意ください。

※3 : 条例とは**日数が違う**ので御注意ください。

7 特定施設の届出

1 各種届出様式

※右は
「特定施設の種類ごとの数変更届出書」
赤枠内を記入

2 送風機を1台更新する場合の記載例です

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

川崎市長 殿

年 月 日
届出日を記入してください

住 所 〒210-0004
川崎市川崎区宮本町1番地
氏 名 ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印
{氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名}
電話番号 ○○○-○○○-○○○○

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	○○株式会社○○工場		※整理番号					
工場又は事業場の所在地	川崎市○○区○○町○-○		※受理年月日		年 月 日			
			※施設番号					
			※審査結果					
			※備考					
特定施設の種類	型 式	公 称 能 力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
2 送風機	●●●	20 kW	1	0	8:00	—	18:00	—
同上	■ ■ ■	11 kW	0	1	—	8:00	—	18:00

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類の欄については、記載しないこと。
2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

7 特定施設の届出

2 騒音の処理方法概要書

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

発生源である施設等	2.送風機 A-1				
用途	空調用				
(a) 発生源での騒音レベル	1 m 75 dB	m	m	m	m
騒音対策による減衰値	(b) 音源対策による減衰				
	(c) 距離減衰	6 m 15 dB	m	m	m
	(d) 建屋による減衰	ALC 20 dB			
	(e) 防音壁等による減衰				
	(f) 減衰値合計 (b)+(c)+(d)+(e)	35 dB			
敷地境界線での騒音レベル予測 (a)-(f)	40 dB				
騒音対策の具体的内容	ALC 50mm厚 別紙建物の構造 図のとおり				
設置予定年月日	2016年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
施設の使用時間	8時00分～ 17時00分				
当該事業所に適用される規制基準値 用途地域(工業地域)	【午前8時から午後6時まで】 (70) dB	【午前8時から午前9時まで及び 午後9時から午後11時まで】 (65) dB	【午後11時から午前8時まで】 (55) dB		
添付図名 添付データ	※施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離を示した図面 ※発生源での騒音レベルを証明するデータ				

特定施設（この例では送風機）の**カタログ**もしくは**仕様書**など、発生源での**騒音レベルが確認できる資料**を添付します。

騒音が**最大**となる位置での、**特定施設から敷地境界線までの距離**を記入します。また、根拠資料として、平面図などで特定施設から敷地境界線までの距離を明示します。

距離による減衰値[$20\log(c \text{ の距離} / a \text{ 距離})$]で計算します。
例： $20\log(6/1)=15.56$
減衰値は繰り上げずに**切り捨て**値を記入します。
15.56→15

特定施設の設置場所が**屋内**など、施設が防音壁や建屋で覆われている場合は、建屋による減衰を記入し、壁の高さや材質、厚みを記入します。

7 特定施設の届出

2 振動の処理方法概要書

振動の処理方法概要書

(単位 デシベル)

発生源である施設等	圧縮機 P-1				
用途	機械駆動用				
(a) 発生源での振動レベル	1.0m 68dB	m	m	m	
振動対策による減衰値	(b) 防振対策による減衰				
	(c) 距離減衰	6m 7dB			
	(d) その他				
	(e) 減衰値合計 (b)+(c)+(d)	7dB			
敷地境界線での振動レベル予測 (a)-(e)	61dB				
防振対策の具体的内容					
設置予定年月日	2026年4月1日	年月日	年月日	年月日	
施設の使用時間	8時00分～ 18時00分				
当該事業所に適用される規制基準値 用途地域(工業地域)		(70)dB		(60)dB	
添付図名 添付データ	※施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離を示した図面 ※発生源での振動レベルを証明するデータ				

特定施設(この例では圧縮機)の**カタログ**もしくは**仕様書**など、発生源での**振動レベルが確認できる資料**を添付します。

振動が**最大**となる位置での、**特定施設から敷地境界線までの距離**を記入します。また、根拠資料として、平面図などで特定施設から敷地境界線までの距離を明示します。

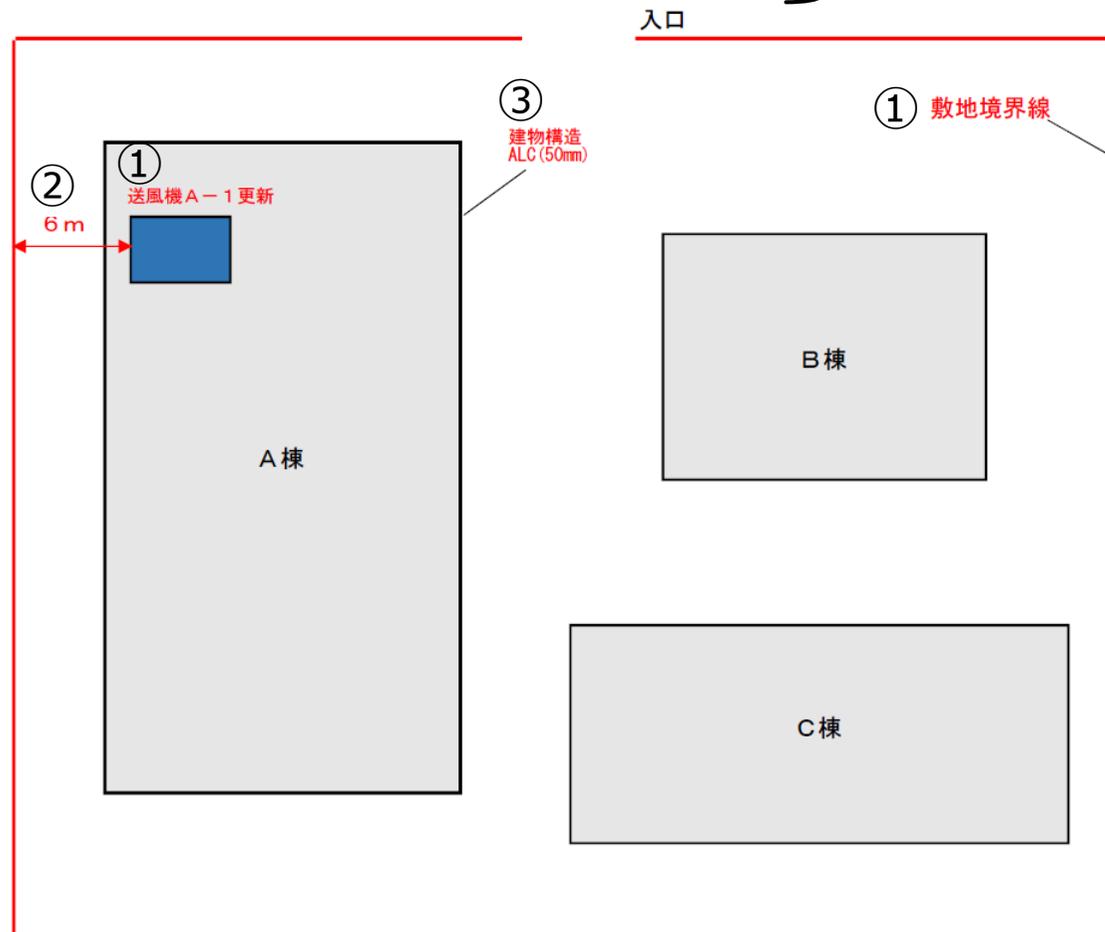
距離による減衰値を計算式により算出します。
川崎区の場合 **$10\log(c \text{ の距離} / a \text{ の距離})$**
川崎区以外の場合 **$13\log(c \text{ の距離} / a \text{ の距離})$**
減衰値は繰り上げずに**切り捨て**値を記入します。

例：川崎区の場合 7.7→7
川崎区以外の場合 10.1→10

7 特定施設の届出

- 3 事業所への案内図（周辺地図など）
- 4 工場等建物の平面図
- 5 特定施設（記載例では送風機）を設置する状況図

※これら2つは下の図のように
まとめても問題無いです。



- ① 特定施設の設置場所、敷地境界線について、色をつけて目立たせます。
- ② 敷地境界線上で騒音値が最大となる位置において、特定施設から敷地境界線までの距離を明示します。
- ③ 建屋減衰がある場合は、建物の平面図に建屋の材質を記載します。

7 特定施設の届出

- 6 特定施設の**仕様書**、**カタログ**等の資料
特定施設の規模要件の**能力**
(送風機の場合、原動機の定格出力7.5kW 以上のもの)
の数値について、**色**をつけて目立たせます。
- 7 特定施設からの**発生源 (1m 地点など) 近傍**での
騒音値 (振動値) がわかる資料
- 8 その他、**防音対策 (防振対策)** を行っている場合、
その内容がわかる資料

7 特定施設の届出（注意点）

変更事由	届出要否	
	騒音規制法	振動規制法
特定施設の数の変更	特定施設の種類ごとの数が 減少する場合 及びその数を直近の届出により届け出た数の 2倍以内の数に増加 する場合は 不要	特定施設の 種類及び能力ごと の数を 増加しない場合 は 不要
特定施設の騒音・振動の防止方法の変更	特定工場等において発生する 騒音の大きさの増加を伴わない変更の場合 は 不要	特定工場等において発生する 振動の大きさの増加を伴わない変更の場合 は 不要

※届出不要の場合も、川崎市では**届出忘れ防止**のため、**届出する**ことを推奨しています。

7 特定施設の届出（注意点）

○特定施設の種類（及び能力）ごとの数変更届出時の注意点

例：当該事業所には既に、騒音規制法・振動規制法のそれぞれで

300kNの機械プレス3台の設置届が届出済

増設・更新等の内容

		騒音 規制法	振動 規制法
① 300kNの機械プレス を 1台増設	※騒音は届出数の2倍以内	×	○
② 300kNの機械プレス を 4台増設	※騒音は届出数の2倍以上増加	○	○
③ 200kNの液圧プレス を 1台増設	※違う種類の施設を新たに設置	○	○
④ 300kNの機械プレス を 1台更新	※同じ種類・能力の施設に更新	×	×
⑤ 300kNの機械プレス を 1台廃却	※数減少	×	×
⑥ 300kNの機械プレス1台を廃却し、200kNの機械プレス2台を増設 ※騒音は届出数の2倍以内。振動は違う能力の施設を新たに設置。		×	○
⑦ 300kNの機械プレス1台を500kNの機械プレスに更新 ※騒音は同じ種類の施設の数と同じ。振動は違う能力の施設を新たに設置。		×	○
⑧ 300kNの機械プレス2台を廃却し、500kNの機械プレス1台を増設 ※騒音は同じ種類の施設の数が増加。振動は違う能力の施設を新たに設置。		×	○

○：届出**必要**、×：届出**不要**

8 規制基準

騒音（振動）規制法第5条（規制基準の遵守義務）

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない

騒音・振動の規制基準一覧

用途地域	騒音の規制基準（単位：デシベル）			振動の規制基準（単位：デシベル）	
	時間 午前8時から 午後6時まで	午前6時から 午前8時まで 及び 午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午前8時まで
第一種低層住居専用地域	50	45	40	60	55
第二種低層住居専用地域					
第一種中高層住居専用地域					
第二種中高層住居専用地域					
田園住居地域					
第一種住居地域	55	50	45	65	55
第二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域	65	60	50	65	60
商業地域					
準工業地域					
工業地域	70	65	55	70	60
工業専用地域	75	75	65	70	65
その他の地域	55	50	45	65	55

市条例
で規制

※特定施設を設置した工場又は事業場は特定工場等となり、

敷地境界線上での規制基準を遵守する必要があります。

8 規制基準（注意点）

○特定施設以外の騒音・振動の規制

- ・騒音・振動の規制基準は特定工場等から発する**全ての騒音・振動**に対して適用されます。

※市条例による指定事業所・指定外事業所も同様

○事業所の敷地境界線が用途地域の境界線と重なる場合

- ・騒音

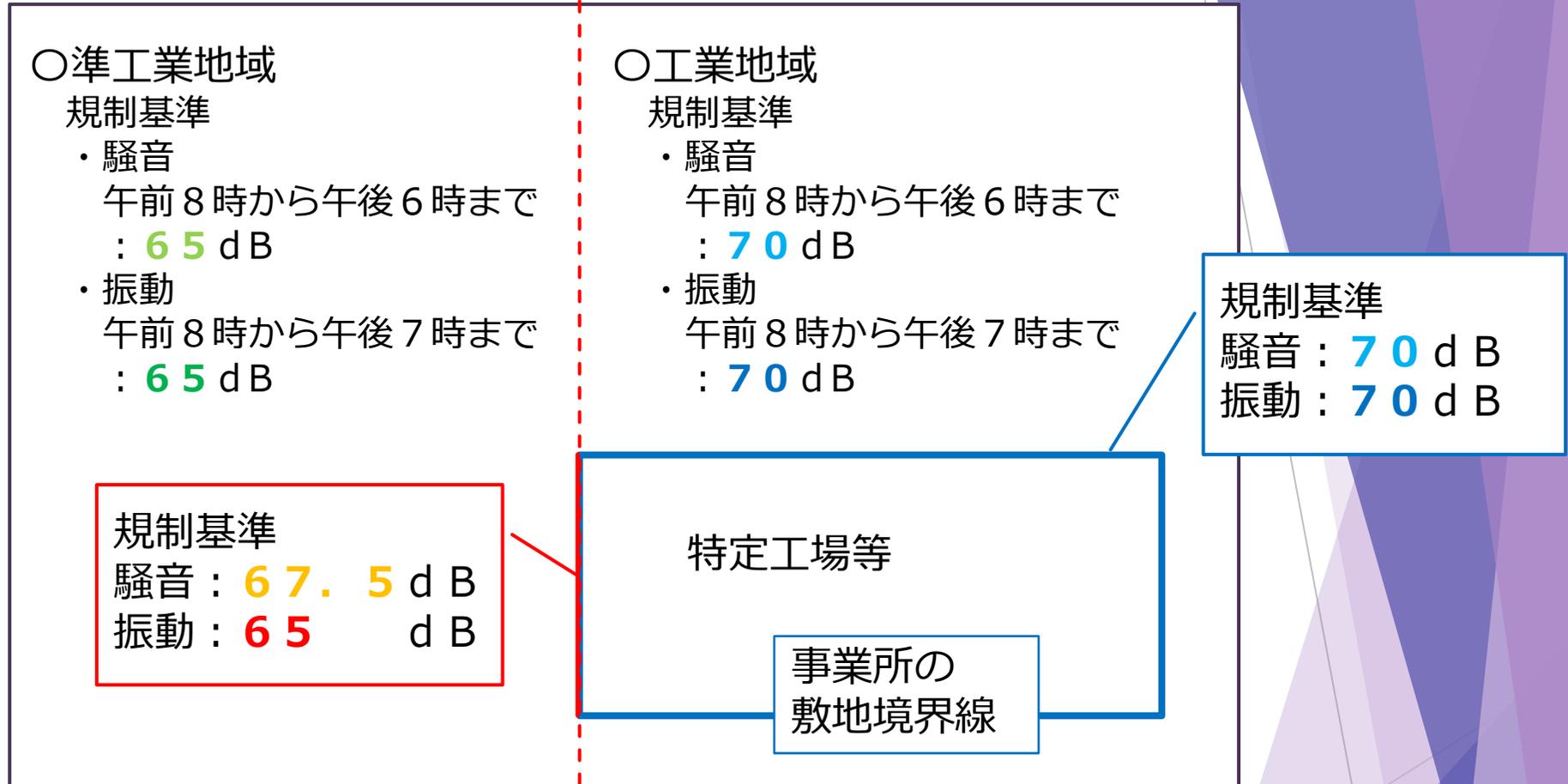
事業所が他の地域に**隣接する場合**で、当該事業所の属する地域の許容限度（S）が、当該隣接する地域の許容限度（S'）より**大きいとき**に適用される許容限度は、 **$(S+S') \div 2$** とする。

- ・振動

事業所が他の地域に**隣接する場合**で、当該事業所の属する地域の許容限度が当該隣接する地域の許容限度より**大きいとき**の当該事業所に適用される許容限度は、当該事業所の属する地域の**許容限度から5デシベルを減じたもの**とする。

8 規制基準 (注意点)

用途地域の境界線



特定工場等が属する用途地域（工業地域）より隣接する用途地域（準工業地域）の方が規制基準が小さい場合に**赤線部分の敷地境界線上**で適用される規制基準の計算例

・騒音
午前8時から午後6時までの場合
 $(65 + 70) \div 2 = 67.5$ dB

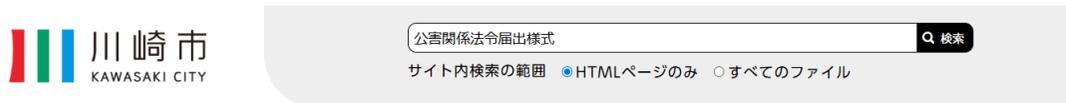
・振動
午前8時から午後7時までの場合
 $70 - 5 = 65$ dB

9 届出の各種様式及び電子申請

① 「公害関係法令届出様式」を入力



② 「検索」をクリック



検索結果



③ 「公害関係法令届出様式 - 川崎市」をクリック

公害関係法令届出様式

- ▶ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例関係 [2025年7月1日]
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく許可申請、届出の案内です。
- ▶ 氏名等変更届出書・承継届出書関係（公害関係法共通） [2025年7月1日]
大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・ダイオキシン類対策特別措置法に係ります。
- ▶ 大気汚染防止法関係 [2025年7月1日]
川崎市の大気汚染防止法に関する届出のご案内
- ▶ 水質汚濁防止法関係 [2025年7月1日]
水質汚濁防止法届出様式のページです。
- ▶ 騒音規制法関係 [2025年11月4日]
- ▶ 振動規制法関係 [2025年11月4日]

④ 「騒音規制法関係（振動規制法関係）」をクリック

騒音規制法関係

公開日：2023年4月1日
更新日：2025年11月4日

令和7年7月1日から、大気汚染防止法・水質汚濁防止法・騒音規制法・振動規制法・ダイオキシン類対策特別措置法に係る氏名等変更届出書及び承継届出書は、まとめて届出を行うことができるようになりました。

氏名等変更届出書・承継届出書については、氏名等変更届出書・承継届出書（公害関係法共通）ページをご覧ください。

▶ 届出様式（特定施設関係）

– 届出のご相談について

• 届出のご相談については、まずはメールまたは電話、ファクスで届出の概要についてご連絡ください。来庁される場合は事前にご予約をお願いいたします。

≫ 届出書の提出方法

• 様式番号の先頭に■がついている届出については郵送での提出も可能です。
郵送提出での同封物

正本1部と副本1部の計2部

返信用郵便封筒（返信先記入、切手貼付）

• 郵送提出の到達後、内容についてお問い合わせすることがあります。内容について協議が必要な場合は来庁をお願いすることがあります。

⑤ 下にスクロール



9 届出の各種様式及び電子申請

届出様式			
様式第1 特定施設設置届出書	特定施設を設置するときに提出してください。 (設置工事着工の30日前までに)	ワード(DOC形式,34.50KB)	PDF(PDF形式,37.28KB)
様式第3 特定施設の種類の数変更届出書	すでに届出をしている施設の数を変更するときに提出してください。(変更に係る工事着工の30日前までに)	ワード(DOC形式,34.00KB)	PDF(PDF形式,36.83KB)
様式第4 騒音の防止の方法変更届出書	騒音の防止方法を変更するときに提出してください。(変更に係る工事着工の30日前までに)	ワード(DOC形式,31.00KB)	PDF(PDF形式,29.01KB)
■様式第7 特定施設使用全廃届出書	すべての施設を廃止するときに提出してください。(廃止の日から30日以内に)	ワード(DOC形式,30.50KB)	PDF(PDF形式,24.00KB)
添付資料 騒音の処理方法概要書		ワード(DOC形式,48.50KB)	PDF(PDF形式,6.36KB)

⑥ 「各種届出様式」

氏名等変更届出書・承継届出書については、[氏名等変更届出書・承継届出書（公害関係法共通）](#) ページをご覧ください。

⑧更に下にスクロール



⑦「氏名等変更届出書・承継届出書」の場合はここをクリック

令和5年4月1日から「オンライン手続かわさき」による電子申請を開始しました。

オンライン手続 | 特定建設作業実施届出書（騒音規制法・振動規制法） [外部リンク](#)

- 根拠となる条例・規則・要綱等：騒音規制法 第14条 第1項、振動規制法 第14条 第1項

このフォームから手続される方は、必ず、[オンライン手続かわさき \(e-KAWASAKI\)](#) [外部リンク](#) のページ一番下に掲載されている利用規約等を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

オンライン手続 | 特定施設使用全廃届出書（騒音規制法） [外部リンク](#)

- 根拠となる条例・規則・要綱等：騒音規制法 第10条

このフォームから手続される方は、必ず、[オンライン手続かわさき \(e-KAWASAKI\)](#) [外部リンク](#) のページ一番下に掲載されている利用規約等を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

オンライン手続 | 特定施設に係る届出書（騒音規制法） [外部リンク](#)

- 根拠となる条例・規則・要綱等：騒音規制法 第6条 第1項、第7条 第1項、第8条 第1項

このフォームから手続される方は、必ず、[オンライン手続かわさき \(e-KAWASAKI\)](#) [外部リンク](#) のページ一番下に掲載されている利用規約等を事前にご確認ください。本サービスを利用された方は、本規約等に同意したものとみなします。

⑨「オンライン手続かわさき」
※ぜひ御利用願います。

10 騒音計・振動レベル計の貸出

貸出対象：川崎市内に住所を有する個人
川崎市内に工場・事業所等を有する個人
又は法人その他の団体

貸出期間：原則2週間（貸出期間は最大2週間延長可）

費用：無料



振動レベル計



騒音計

1 1 川崎市からみなさまへのお願い

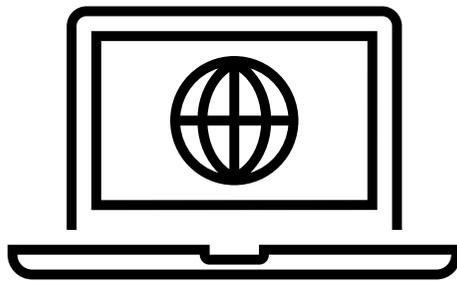
環境保全課には、事業所等からの騒音・振動の
苦情が日々寄せられています . . .

近くの事業所
の送風機の音
がうるさい！



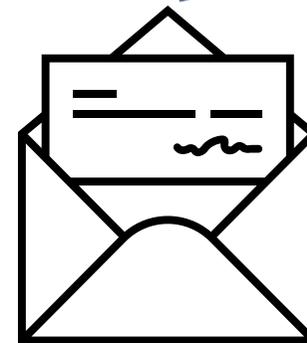
電話で . . .

裏手の工場からの
プレスによる振動に
苦しめられています



メールで . . .

隣の事業所
が早朝から
作業をして
うるさい！



書面で . . .

※近隣の住民へ配慮し、良好な近隣関係の形成をお願いします。

1 2 お問い合わせ先

御相談、御質問などございましたら
お気軽にお問い合わせください

川崎市環境局

環境対策部 環境保全課 騒音振動担当

 電話(直通) : 044-200-2525

 FAX : 044-200-3921

 e-mail : 30hozen@city.kawasaki.jp

ご清聴ありがとうございました